

## 第25回大田原市農業委員会総会議事録

日 時 令和4年7月20日（水）午後1時30分  
場 所 大田原市役所 3階301・302会議室

### 次第

#### 1 開 会

#### 2 あいさつ

#### 3 議事録署名人の選任について

#### 4 議 題

- (1) 報告第1号 農地法第4条の規定による許可について
- (2) 報告第2号 農地法第5条許可等の取り消しについて
- (3) 議案第1号 農用地利用集積計画について
- (4) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (5) 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (6) 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (7) 議案第5号 農地法第5条許可後の事業計画変更について
- (8) 議案第6号 非農地証明願について
- (9) 議案第7号 令和5年度県農地等利用最適化推進に関する意見及び県農業等施策並びに予算に関する要望について

#### 5 出席委員（17名）（法律第27条第3項規定）

- |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 津久井 勝之 | 2番 笹沼 保治  | 3番 秋本 則夫  |
| 4番 瀧田 歌子  | 5番 佐藤 孝   | 6番 唐橋 洋子  |
| 7番 助川 悦夫  | 8番 阿見 芳   | 9番 高瀬 隆至  |
| 10番 郡司 裕一 | 11番 屋代 幸子 | 12番 森 隆道  |
| 13番 荒井 一夫 | 14番 越沼 良  | 15番 鈴木 賢一 |
| 16番 相馬 和恵 | 17番 木村 光一 |           |

#### 6 欠席委員 なし

#### 7 本会に出席した職員

- (1) 農業委員会事務局長 伊藤 甲 文
- (2) 農地調整係長 金山 和 弘
- (3) 農地調整係副主幹 松本 武 久
- (4) 農地調整係主査 菊池 康 弘
- (5) 農業振興係副主幹 築瀬 しのぶ
- (6) 農政課農政係主査 菊池 琴 乃

#### 8 傍聴人（3名） 高崎和夫、菊池久光、大塚正義

## 開会の宣言

午後1時30分 開 会

大田原市農業委員会憲章唱和（省略）

事務局（伊藤 甲文） それでは会長のごあいさつをお願いします。

議 長（荒井 一夫） <あいさつ>

本日の出席委員は17名であり、定足数を満たしております。ただいまから第25回農業委員会総会を開催いたします。

議事に入る前に議事録署名人の選任について、議長において指名してよろしいでしょうか。お諮りいたします。

<異議なしの声あり>

議 長（荒井 一夫） 異議なしの声ですので、議事録署名人には、16番相馬委員、17番木村委員を指名します。会議の書記につきましては、事務局の築瀬副主幹をお願いいたします。

議 長（荒井 一夫） それでは議事に入ります。

報告第1号「農地法第4条の規定による許可について」を上程します。事務局から説明を願います。

事務局（金山 和弘） <総会資料説明 4ページ>

議 長（荒井 一夫） 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<佐藤委員挙手>

議 長（荒井 一夫） 佐藤委員。

佐藤 孝委員 報告事項ですので、改めてではありませんが、先月の資料と比較しまして、現況地目が、先月は「原野その他」となっておりましたが、今月は「畑」となっており、これはどういう関係なのか。それと今月の「譲渡人」というところは、先月は「申請人」となっていましたので、そちらにつきましても伺います。

事務局（金山 和弘） まず、地目についてですが、「原野その他」は台帳地目でして、今回の「畑」は現況地目であり、資料に整合性がなく申し訳ございませんでした。また、「譲渡人」と「申請人」の点ですが、本来であれば「申請人」と書くべきところが「譲渡人」となっておりました。こちらは記載誤りでございます。大変申し訳ありませんでした。

議 長（荒井 一夫） 佐藤委員いかがですか。

佐藤 孝委員 きちんとした地目を記載するのが当然だと思いますし、また、申請人についても「譲渡人」となっていると、これは譲渡の件かなとも考えられますので十分検討してください。

事務局（金山 和弘） 申し訳ございませんでした。以後気を付けます。

議 長（荒井 一夫） 他に質疑はございませんか。

<木村委員挙手>

議長 (荒井 一夫) 木村委員。

木村 光一委員 2点ほどお聞きしたいことがあります。まず第1点は、申請者は農地所有適格法人として、現在、資格条件等整備されていると思いますが、現時点においても法人になっているかお聞きいたします。

事務局 (金山 和弘) 農地所有適格法人として大丈夫かということですが、本日書類が届いたばかりですので、今後精査して、随時報告させていただければと思っております。

木村 光一委員 よろしくお願ひします。2点目。新たな二人の農場責任者についても年間の農業従事日数や農業者としての条件等を兼ね備えているかも含めた中でこれから精査するということですか。

事務局 (金山 和弘) ご指摘のとおり、その点について確認をしてみたいです。

木村 光一委員 我々農業委員にもその点報告いただけるのですか。

事務局 (金山 和弘) 疑問が生じているかと思ひますので、その点のつきましても随時報告をさせていただければと思ひます。

木村 光一委員 この点について、これまでに内容が2回ほど変わっていると思ひます。ちゃんとやっていたらいいのですが、いろいろな情報が農業委員会事務局止まりであってはならないと思ひます。我々農業委員として知るべきところは知っていかないと。地元に対してそれなりの責務があると思ひますので、そういうところちょっとこれから密度を上げていかないと、ちょっと問題がおきたときに困る。我々も責任を取らざるを得ないということころでもあります。その点はどうでしょうか。

事務局 (金山 和弘) 地元の農業委員さんの理解を得ながら情報提供させていただきます。まず内容を確認したうえで皆様にお示しをして、疑問がある点についてまた私の方でもらって、また相手に投げて、そういったキャッチボールをしながら確認していきたいと思ひますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

木村 光一委員 地元というより農業委員全体でいいと思ひます。委員全員が分かってないと困ります。今後そういう情報共有、事務局から我々に開示していただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

事務局 (伊藤 甲文) 貴重なご意見ありがとうございます。あくまで今日報告があった内容について精査して、問題点があれば、随時委員さんと内容を共有していきたいと思ひます。全て事務局で対応することではなく、委員さんとの話し合いをしながら、農地所有適格法人としてより良い形にもっていけるかを念頭に対応してみたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

木村 光一委員 今後情報を開示していただいて、農業委員会全体で取り組んでいく

という姿勢を取っていただければありがたい。大田原市にとりましても広大な農地の活用につきましては、違う方向にいったならば問題が生じますので、静かに、的確に見守っていきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

議 長 (荒井 一夫) 他に質疑はございませんか。質疑がないようですので、報告第1号を終わります。

次に報告第2号「農地法第5条許可等の取り消しについて」を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 (金山 和弘) <総会資料説明 5ページ、別冊資料説明>

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございますか。

<越沼委員挙手>

議 長 (荒井 一夫) 越沼委員。

越沼 良委員 取り消すというのはいいと思うのですが、造成が始まっていたと思うので、今後この土地がどうなっていくのかという説明をいただければと思います。

事務局 (金山 和弘) 今後の土地の活用につきましては、今のところ予定がないところです。引き続き購入者を待つようになるのかなと考えられます。

越沼 良委員 知見として知っておきたいと思うのが、売買契約とか登記とかはこの許可をもって法務局で受け入れると思いますが、これが取り消しになると今後どうなるのかなと、もし分かれば今後の参考に教えてください。

事務局 (金山 和弘) 売買契約につきましては、「民民」のやり取りになりますので、転用許可が下りるか下りないかによってどうなるのかは存じ上げないところですが、法務局の登記に関しては、転用許可証がなければ登記ができませんので、その点については全てストップするという形になります。

越沼 良委員 そうすると、造成に入っていましたけど、農地に戻さざるをえない状況も可能性としてあると認識しておかなければいけないということでしょうか。

事務局 (金山 和弘) 可能性の1つとしては、あり得ることかと考えております。

越沼 良委員 現状のまま注視していくというのが当面の仕事になるのかなという理解でよろしいでしょうか。

事務局 (金山 和弘) そのような理解でよろしく申し上げます。

議 長 (荒井 一夫) 他に質疑はございませんか。質疑がないようですので、報告第2号を終わります。

ここで、議長を鈴木会長職務代理者と交代します。

<議長交代>

議 長 (鈴木 賢一) 交代して議事を進行いたします。

議案第1号「農用地利用集積計画について」を上程します。事務局から説明を願います。

事務局 (菊池 琴乃) <総会資料6～17ページ>  
農地中間管理機構特例事業 4件  
利用権設定等促進事業 12件  
農地中間管理事業(集積計画一括方式) 1件

議長 (鈴木 賢一) 事務局の説明が終わりました。本件は、議事参与となる案件がありますことから、議案を分割して質疑、採決を行います。

はじめに、利用権設定等促進事業の申請番号7-7について、13番荒井委員が議事参与に該当いたします。つきましては荒井委員は退室願います。

<荒井委員 退室>

議長 (鈴木 賢一) これより質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長 (鈴木 賢一) 質疑がないようですので、採決いたします。

利用権設定等促進事業の申請番号7-7について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (鈴木 賢一) 全委員賛成と認めます。

本件については原案のとおり決定することといたします。

審議終了により13番荒井委員の入室を認めます。

<荒井委員 入室>

議長 (鈴木 賢一) ここで議長を交代します。

<議長交代>

議長 (荒井 一夫) つきまして、議案第1号の残りの案件についての質疑を行います。質疑はございませんか。

<秋本委員挙手>

議長 (荒井 一夫) 秋本委員。

秋本 則夫委員 この資料、面積と契約期間は分かりますが、10アールあたりの単価は備考欄とかに書かれないでこのままずっといくのでしょうか。

事務局 (菊池 琴乃) こちらは、昨年度3月ごろから使用している農業委員会のシステムで作成できる資料となりますが、10アールあたりの単価は入力しておりますが、出力場所がないためこのような内容となっております。集積計画を作成する法律上は単価がなくても集積計画は成り立ちますが、審議の際、必要というご意見あれば今後備考欄に書かせていただきますがいかがいたしましょうか。

秋本 則夫委員 見てわかりやすい気がするので、あったほうがいいなと思います。

事務局（菊池 琴乃）では、次月以降備考欄に出力できるように開発の要望をしていくようにします。

議長（荒井 一夫）他に質疑はございませんか。  
＜挙手なし＞

議長（荒井 一夫）質疑がないようですので、順次採決いたします。

利用権設定等促進事業の申請番号7-7以外の議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

＜全委員起立＞

議長（荒井 一夫）全委員賛成と認めます。

議案第1号については、原案のとおり決定することといたします。

次に議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。申請件数は6件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局（菊池 康弘）＜総会資料説明 18～19 ページ＞

議長（荒井 一夫）次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。高瀬委員。

現地調査担当委員（高瀬 隆至）ただ今の農地法第3条の規定による許可申請6件について、地元推進委員及び事務局からの報告により調査、検討した結果、許可することに問題無いと思われます。

議長（荒井 一夫）事務局の説明、現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

＜木村委員挙手＞

議長（荒井 一夫）木村委員。

木村 光一委員 申請番号26番について、売買価格が10アールあたり190万円とありますが、これについて説明をお願いします。

事務局（菊池 康弘）190万円という金額になっておりますが、相対での売買決定のため、なぜこの金額がついたかはこちらでも分からないのが実情です。

木村 光一委員 畑で190万というのは、通常では、我々農業人としては高いかなと。何か条件があったと思うのですが、そのところについて分かりますか。

事務局（菊池 康弘）今回の申請場所が、薄葉団地に近い、分譲地の隣接地の畑でありまして、周辺は分譲地で開発されているので、そういったところも含めて、もしかしたらこのような金額になっているのではないかと想定しております。

木村 光一委員 投機目的か何かということは、分かりませんか。申請者の方は農業者でしょうか。

事務局（菊池 康弘）今回取得される方は農地を所有しておりまして、水稻や野菜を作付けして農業を営んでいるということです。申請書にも農業従事と

いうことで添付されております。農業をやっていない方ではないことを確認しております。

議長（荒井 一夫） 他に質疑はございませんか。

<越沼委員挙手>

議長（荒井 一夫） 越沼委員。

越沼 良委員 少し気になったので、この26番の方を調べましたが、矢板の●●の代表の方ですね。

事務局（菊池 康弘） そうかと思われませんが、実際農業を営んでいるということでありましたので、今回農家同士での売買取引、3条許可の申請となっております。

越沼 良委員 やはりどうしても、私もそういう立場にあるので、そう見てしまうということもありますが、だからといって3条の申請に制約をつけるとか金額に物申すとかは農業委員会としてできないこととは分かっていますので、数年ちゃんとやってもらえればいいのかと思います。事実確認をしたかっただけです。

議長（荒井 一夫） 他に質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長（荒井 一夫） 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長（荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。

議案第2号は原案のとおり許可することといたします。

次に議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。申請件数は2件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局（金山 和弘） <総会資料20ページ、別冊資料説明>

議長（荒井 一夫） 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。高瀬委員。

現地調査担当委員（高瀬 隆至） 調査結果についてご報告いたします。

先日7月19日、事務局とともに現地調査班第4班が現地調査を行いましたので、代表いたしましてその調査結果をご報告いたします。

申請番号4番の案件につきましては、須賀川地内におけるコナラの植林に伴う転用申請です。現地は周囲を山林に囲まれ、かろうじて農地と判断できる状態です。周囲に農地はなく、許可することに問題はないと思われます。

申請番号5番の案件は、周囲を宅地に囲まれ、南側に農地が残りますが、当該農地も転用許可済みです。農地も適正に管理されており、ほかに影響

もないと思われます。許可することに問題はないものと思われます。以上  
ご報告いたします。

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明、現地調査担当委員の報告が終わりましたの  
で、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、申請番号4番については許可相当とし、栃木県農業会  
議に意見を求めることとし、5番については原案のとおり許可することに  
賛成の方は、起立願います。

<起立多数>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第3号は、申請番号4番については許可相当とし、栃木県農業会  
議に意見を求めることとし、5番については原案のとおり許可することとい  
たします。

次に議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程  
いたします。申請件数は計9件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 (菊池 康弘) <総会資料21～23ページ、別冊資料説明>

議 長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告  
願います。高瀬委員。

現地調査担当委員 (高瀬 隆至) 調査結果についてご報告いたします。

浅香地内の申請番号22は、用途地域内における住宅敷地への進入路の  
申請です。現地は、住宅に挟まれた農地で、東側の一部を転用する計画で  
す。稲が作付けされており、農地への影響も極力ないように計画されてい  
ます。

佐良土地内の申請番号23から28ですが、集落に介在する農地に太陽  
光発電施設設置を伴う申請です。草が伸び始めており、放置されている状  
態です。太陽光発電施設設置にともない、日照等の影響はあるかもしれま  
せんが、影響は軽微と判断してまいりました。許可することはやむを得な  
いと思われます。

黒羽田町地内の申請番号29ですが、黒羽支所近くに一般住宅建築のた  
めの申請です。周辺は雑種地のようです。許可することに問題はないもの  
と思われます。

中田原地内の申請番号30ですが、集落に介在する農地に福祉施設の建  
築にとまなう申請です。東側、北側に農地が残りますが、影響がないよう  
調整するようですので、許可することに問題はないものと思われます。以  
上ご報告いたします。

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明、現地調査担当委員の報告が終わりましたの

で、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<越沼委員挙手>

議長 (荒井 一夫) 越沼委員。

越沼 良委員 申請番号23番から28番について、特段反対とかではなく確認です。譲受人がそれぞれ別の方でいらっしゃいますが、細かい要件の中で一体開発となるような要件とかは特になかったのかをお願いします。

事務局 (菊池 康弘) 隣接する農地ではありますが、それぞれ個別の申請であっておりますので、面積を合算しているわけではないので、開発案件にはならないという事を都市計画の方も確認しております。

議長 (荒井 一夫) 他に質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決をいたします。

本議案について、申請番号30番については許可相当とし、栃木県農業会議に意見を求めることとし、30番以外の8件については、原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第4号は、申請番号30番については許可相当とし、栃木県農業会議に意見を求めることとし、30番以外の8件については、原案のとおり許可することといたします。

次に、議案第5号「農地法第5条許可後の事業計画変更申請について」及び議案第6号「非農地証明願について」について一括上程いたします。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 (金山 和弘) <総会資料24~26ページ、別冊資料説明>

議長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。高瀬委員。

現地調査担当委員 (高瀬 隆至) 調査結果についてご報告いたします。

羽田地内の議案第5号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更」申請番号5及び議案第6号「非農地証明願い」申請番号18ですが、25年以上前からゴルフ場として利用され、農地に復元することは難しく、道路もないため復元しても農地利用は難しいと思われまます。証明することに支障は無いと思われまます。あわせて、事業計画の変更についても、問題はないと思われまます。

河原地内の申請番号13ですが、50年以上前から自宅の敷地の一部となっており、農地に復元することは難しい状態です。証明することに支障はないと思われまます。

八塩地内の申請番号14ですが、30年以上駐車場として利用され、復

元することは難しい状態です。証明することに支障はないと思われま

富池、市野沢地内の申請番号15ですが、約50年前から倉庫、廃材置き場として利用され、復元することは難しい状態です。証明することに支障はないと思われま

亀久地内の申請番号16ですが、45年前から貯木場として利用され、復元することは難しい状態です。証明することに支障はないと思われま

福原地内の申請番号17ですが、明治のころから宅地として利用され、農地利用の形跡もありません。証明することに支障はないと思われま

加治屋地内の申請番号19ですが、50年以上前から山林として管理されており、農地利用の形跡もありません。証明することに支障はないと思われま。以上ご報告いたします。

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明、現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、順次採決いたします。

議案第5号について、原案のとおり許可することに賛成の方は起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第5号は、原案のとおり許可することといたします。

続きまして議案第6号について原案のとおり証明することに賛成の方は起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第6号は原案のとおり証明することといたします。

次に議案第7号「令和5年度県農地等利用最適化推進に関する意見及び県農業等施策並びに予算に関する要望について」を上程いたします。事務局から説明を願います。

事務局 (伊藤 甲文) <総会資料27ページ>

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<佐藤委員挙手>

議 長 (荒井 一夫) 佐藤委員。

佐藤 孝委員 鈴木委員に聞いた方が分かるかと思いますが、5番の梨ですが、梨の網というのは、具体的に何網ですか。防霜、防雹。

鈴木 賢一委員 防霜、防雹全部です。

佐藤 孝委員 そういうことですか。分かりました。

議 長 (荒井 一夫) 他ございますか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり要望することに賛成の方は起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第7号は、原案のとおり要望することといたします。

本日予定されました議事の審議は、すべて終了いたしました。

次にその他に入ります。議事案件以外に委員の皆様からご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

<農地編入案件について>

<農業委員会のホームページにある議事録について>

<農業委員の訴訟事例について>

議 長 (荒井 一夫) 皆さまから特にないようなので、以上で第25回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会の宣言

午後2時49分 閉会